

北上市婦人相談員設置規則の一部を改正する規則

北上市婦人相談員設置規則（平成3年北上市規則第81号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="280 391 674 422"><u>北上市婦人相談員設置規則</u></p> <p data-bbox="232 443 327 475">（設置）</p> <p data-bbox="181 496 1095 630">第1条 <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第2項の規定により、北上市婦人相談員（以下「相談員」という。）</u>を置く。</p> <p data-bbox="232 651 327 683">（職務）</p> <p data-bbox="181 703 846 735">第3条 相談員の職務は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="203 756 1095 943">(1) <u>要保護女子のかかえている問題</u>の相談に関すること。 (2) <u>要保護女子及びその家庭</u>についての必要な調査と指導及び助言に関すること。 (3) <u>婦女子</u>の生活指導に関すること。</p>	<p data-bbox="1227 391 1682 422"><u>北上市女性相談支援員設置規則</u></p> <p data-bbox="1176 443 1270 475">（設置）</p> <p data-bbox="1124 496 2038 630">第1条 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第11条第2項の規定に基づき、北上市女性相談支援員（以下「相談員」という。）</u>を置く。</p> <p data-bbox="1176 651 1270 683">（職務）</p> <p data-bbox="1124 703 1789 735">第3条 相談員の職務は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1146 756 2038 943">(1) <u>困難な問題を抱える女性</u>の相談に関すること。 (2) <u>困難な問題を抱える女性及びその家庭</u>についての必要な調査と指導及び助言に関すること。 (3) <u>困難な問題を抱える女性</u>の生活指導に関すること。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。